

四	三	二	一	發	平	省	○
發	用振	の法	發号	名	成	條二	第債務
行	等替	條律	行称		件三	十十八	省告
方	法	項及	の及		等十九	年年	發行示
法	の	び根	び		次	十	等第
	適	そ拠	記		年	一	

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

口 イ

方 募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

に 関 国 財 七 つ 定 う 額
 基 す る 政 十 い に ち 面
 づ る た 運 四 て 基 、 金
 き 法 め 営 億 は づ 財 額
 発 律 の に 四 、 き 政 で
 行 第 公 必 千 額 発 法 二
 し 三 債 要 五 面 行 第 兆
 た 条 の な 百 金 し 四 八
 利 第 發 財 二 額 た 条 百
 付 一 行 源 十 で 利 第 九
 国 項 の の 五 四 付 一 億
 債 の 特 確 万 千 国 項 円
 に 規 例 保 円 九 債 の
 つ 定 に を 、 百 に 規

込 募 各 当 も 各
 み 限 国 て の 申
 の 度 債 る か 返
 応 額 市 。 ら み
 募 の 場 そ の
 額 範 特 の う
 を 囲 別 応 ち
 割 内 参 募 応
 り に 加 額 募
 当 お 者 を 価
 て い ご 順 格
 る て と 次 の
 。 各 の 割 高
 申 応 り い

發 別 に ご 務 後 格
 行 参 よ と 大 に 競
 「 加 る に 臣 行 争
 と 者 発 応 が わ 入
 い ・ 行 募 各 れ 札
 う 第 へ 限 国 る の
) 」 Ⅱ 以 度 債 入 募
 非 下 額 市 札 入
 価 「 を 場 で の
 格 国 定 特 あ 決
 競 債 め 別 つ 定
 争 市 る 参 て を
 入 場 も 加 、 し
 札 特 の 者 財 た

七

ハ

ロイ
拝

ハ

ロ

特國行争非者	特國入価込	行争非者	特國行争非者	特國
別債入価・別債札格		入価・別債	入価・別債	
参考市札格第參市發競金		札格第參市	札格第參市	
加場發競I加場行争額		發競II加場	發競I加場	

三	万二円二
千	六千兆
八	千百九
十九	円九百
億	十十五
八	五十五
千	億億
三	二八
万	千千
六	二六
千	百百
円	五十
	十七
	七万

でた条特億いに關國財千面行十百國項計十
 三利第別円て基する政八金しニ五債のに億て
 千付一會、づるた運百額た条億に規關四は
 七國項計額き法め營五で利第四つ定す千、
 十債のに面發律のに十一付一千いにる五額
 四に規關金行第公必万兆國項百て基法百面
 億つ定す額し三債要円千債の五はづ律二金
 円いにるでた条のな九に規万、き第十額
 て基法二利第發財百つ定円額發四万で
 、づ律千付一行源三いに、面行十円二
 額き第百國項のの十て基同金し七、千
 面發四八債の特確八はづ法額た条特七
 金行十十に規例保億、き第で利第別百
 額し七四つ定にを六額發六千付一會九

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
八

初利入価・別債行争非者特国入価発
期札格第参市及入価・別債札格行行
利発競II加場び札格第参市発競価
子率行争非者特国発競I加場行争格日

振額最
替低行争非者
額入価・
面札格第
位金発競II

規下は期た期平年
定、が金と成〇
す次そ銀額し二・
る号の行を、十一
期及翌休支次九パ
日び當業払の年一
に第業う算六セ
つ十日。式月ン
い五にたに十ト
て号支当だよ五
同に払たしり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

錢額錢額平す額の振五
四面以面成るの記替万
厘金上金二。整載法円
額の額十数又の
百そ百八倍は規
円れ円年の記定
にぞに十金録に
つれつ二額はよ
きのき月に、る
百応百十よ最振
円募円五る低替
五価五日も額口
十格十の面座
一一と金簿

十
九
八
七
六
五
十
四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
後第
の二
利期
子以

平財日額平るい日毎
成務本面成利てを年
二大銀金三子、支六
十八臣行額十をそ払月
か百年支の期十
年ら円十払日と五
十二通に二う以し日
月知つ月。前、及
月をき十六各び
十五受百五月支十
日け円日間払二
た者に期月
に属に十
すお五

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$